

# 電子決済における法制度と 利用者保護の在り方

2009年2月28日  
牧野総合法律事務所弁護士法人  
弁護士牧野二郎

1

# 電子マネーと電子決済

- 現在の状況  
電子マネー(小額決済システム)の普及
  - ・ FeliCaカードの普及 9000万枚以上
  - ・ ドコモ「おサイフケータイ」3000万契約突破
  - ・ au、ソフトバンクモバイル「おサイフケータイ」  
各1000万契約突破
  - ・ WAON 700万枚以上  
月額利用単価 1900円

2

# 電子決済の方法

- プリペイド方式
  - ICカード型 ICカードの中で決済処理
  - サーバ型 サーバに送信後決済処理
- ポストペイ方式(クレジット型)  
事後決済
- 独立系電子マネー
- 交通系電子マネー 日本鉄道サイバネティクス協議会
- 流通系電子マネー  
共通インフラ運営有限責任事業組合(LLP)

3

# 法制度

- 電子マネーを包括するような法律はない  
⇒ 法律がないほうが、利用促進となる？
  - 関連法律  
プリカ法「前払式証票の規制等に関する法律」  
商品券等想定  
出資法 円天事件・・・単純な詐欺だが・・・
- 実情・・・はたして必要か・・・  
ないほうがよいかもしれない

4

## 更に進んだ利用

- TappiiPuppil(タッピー パピー) サービス  
利用履歴を取り込んで、地図上に表示するサービス…Google Maps API 上に表示
- FeliCaカードと他の情報の連携サービス  
行動情報と購買情報の統合、解析サービス
- おサイフケータイと他のサービスの連携
- ETCカードとプローブ情報の収集と利用

5

## 問題1 可視性

- サービス内容が電子的処理されている
  - ⇒ 何が行われているかわかりにくい
  - ⇒ 似たような内容で区別がつかない
  - ⇒ 思わぬ勘違いから、重大なミスに

### 問題点

約款記載という問題なのか (前提)

約款では解らないのではないか

- 1 内容がわかるか、理解できるか、記憶できるか
- 2 理解しても、すぐに忘れる 思い出せない
- 3 他の類似サービスと区分できない
- 4 いつの間にか同じサービスに加入しようとする

6

## 電子取引の共通課題

- 電子取引はリアル感がない。多様で、多数で他と区別することが困難。
  - ⇒ リアルな契約の場合の保護と異なる仕組みが必要⇒ しかし未整理
  - ⇒ 左脳的理解は時間と努力で
    - ⇒ 必要なのは、右脳的理解促進では
- 電子取引、決済の可視性の促進が必要

7

## 問題2 プライバシー保護

- オンライン時代のプライバシー保護の在り方
- これまでのプライバシー侵害の特徴
  - 侵入、取得、公開、開示…侵害
- オンライン時代のプライバシー侵害の特徴
  - 1 いつ、どのように侵害されているか不明
  - 2 相手が何を持っているか不明
  - 3 何に使っているか、保持だけか不明
  - 4 侵害があるか不明
  - 5 気味が悪い、不快感、不安感だけは残る

8

## 個人情報利用と 類型情報、匿名情報の利用

- 個人を識別できる情報の利用  
個人情報保護法による規制、保護あり
- 類型情報・匿名情報は規制対象外  
全く保護されないわけではない  
勝手に取られ、勝手に利用されてよいのか……  
プライバシー保護の面が必要ではないか
- 匿名情報の取扱に注目が集まっている  
Googleも通信ログの長期利用を希望

9

## 良貨が悪貨を駆逐できないか

- 電子マネーの健全化を保護するには  
共通フォーマットや連絡会での協議  
法規制を持ち込まないでも十分生きる  
法規制を必要としない環境整備が必須
- 電子マネーへの不安感を払拭するために  
可視性確保  
シンボル化、解りやすさの確保  
透明性確保と、説明、アピール

10

## 利用者の視点から

- 利用履歴は全てデータとして保管して、本人に提供する仕組み
- 利用サービスは、常に参照可能とし、契約可能とする仕組み
- 利用状況の連絡は定期的になされる仕組み
- 事業者の事業の透明性を保証する仕組み  
説明責任、監督監査、民間認証の仕組みなど
- スпамメールと異なる、「簡易書留」「書留」「本人限定受取郵便」の区分はできないのか
- 電子私書箱(総務省提案)も有効かもしれないが

完

11